

【卸売販売業の販売先について（抜粋）】

（医薬品の販売業の許可の種類）

法第二十五条第三号

卸売販売業

医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者（第三十四条第三項において「薬局開設者等」という。）に対し、販売し、又は授与する業務

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

施行規則第百三十八条

法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 国、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
二 助産所（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定する助産所をいう。）の開設者であつて助産所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

三 救急用自動車等（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第二項に規定する救急用自動車等をいう。以下同じ。）により業務を行う事業者であつて救急用自動車等に医薬品を備え付けるもの

四 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項の許可を受けた者であつて同項に規定する業として行う臓器のあせんに使用する滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

五 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項の届出に係る同項の施術所及び柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第二項に規定する施術所をいう。以下同じ。）の開設者であつて施術所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

六 歯科技工所（歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第三項に規定する歯科技工所をいう。以下同じ。）の開設者であつて歯科技工所で滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

七 滅菌消毒（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。）の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

八 ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者であつて防除の業務に防除用医薬品その他の医薬品を使用するもの

九 净化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備（以下「净化槽等」という。）の衛生管理を行う事業者であつて净化槽等で滅菌消毒用医薬品その

他の医薬品を使用するもの

十 登録試験検査機関その他検査施設の長であって検査を行うに当たり必要な体外診断用医薬品その他の医薬品を使用するもの

十一 研究施設の長又は教育機関の長であって研究又は教育を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの

十二 医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者であって製造を行うに当たり必要な医薬品を使用するもの

十三 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一条第十七項に規定する航空運送事業を行う事業者であって航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)

第百五十条第二項の規定に基づく医薬品を使用するもの

十四 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船舶所有者であって船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第五十三条第一項の規定に基づく医薬品を使用するもの

十五 前各号に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

平成23年12月16日

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

全国民間救急サービス事業者連合会

薬事法の一部を改正する法律に関する陳情書

陳情の要旨

「薬事法の一部を改正する法律」の(卸売販売業における医薬品の販売等の相手方)施行規則第百三十八条、十五の「前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適當と認めるもの」に民間患者等輸送事業所を医療用酸素に限り該当させていただきたく陳情いたします。

陳情の理由

薬事法の一部を改正する法律の施行(平成21年6月1日)に伴い、民間患者等輸送事業所(以下、民間救急サービスという)では、医療用酸素ガスの確保が不可能となり、酸素を必要とする患者様の「命のリレー」が絶たれようとしています。

救急車の適正利用を全国的に訴えている昨今、その対策の一環として、緊急を必要としない傷病者の転院搬送等を、民間救急サービスが行う方向にあります。

緊急を必要としない転院搬送等であっても、末期癌・脳疾患・肺疾患・心疾患等や人工呼吸器を使用している患者様の多くは酸素を使用しています。また、搬送元の医師あるいは看護師が同乗し、酸素や点滴等の処置を継続しながら搬送するケースも少なくはありません。

投与流量が少なく短時間の搬送であれば、搬送元医療機関の酸素ボンベを積み込むことも可能ですが、高流量長時間搬送に必要とされる酸素の積み込みは諸事情により極めて困難であります。

転院等の移動手段を民間救急サービスに頼っている医療機関では、酸素供給装置が搭載されていることを前提に移送計画をたてているため、全国の医療系民間救急サービスでは、その絶対的必要性から全ての搬送車に搭載しています。

民間患者等搬送事業は、運輸局の許可及び平成元年からは総務省消防庁の指導基準に基づき所轄消防本部の認定を受け、消防救急対応外の搬送を担ってきました。

他国では公的救急と民間救急が一体となって救急現場に出動し市民の生命を守っているという今日、国内ではこのような法律の壁により日本の民間救急サービスの存在をも否定されようとしています。

救命を主眼とする消防救急の円滑な活動を支援するため、消防救急対応外の移送ニーズに対応し、救急医療を支える一員として確立しつつある民間救急サービスにとって、当該改正法の施行は、まさに「時代の逆行であり」「命のリレー」を途絶えさせてしまう法律であります。

なお、民間救急サービス事業者が患者搬送車両に酸素を搭載しているのは、販売を目的としているのではなく、酸素を必要不可欠とされる患者様のニーズに対し、その移動環境を確保し提供すること及び、急変時における消防救急への載せ替えまでに行なわなければならない救命処置等の必須資器材として常備しております。

これらの状況を十分理解していただき、医療用酸素ガスの確保・搭載を可能として頂きたく、「薬事法の一部を改正する法律」の(卸売販売業における医薬品の販売等の相手方)施行規則第百三十八条、十五の「前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適當と認めるもの」等に該当させていただきたく陳情いたします。

終わりに

この度の東日本大震災により被災された患者様の病院間搬送に際しても、民間の患者搬送サービスではガソリンの確保困難と医療用酸素の不足により一部の事業所でしか救援活動ができませんでした。

移行期間である平成24年6月は目前に迫っております。以上、切実なお願いを是非とも受け止めていただきたくお願い申し上げます。